

「ベトナム：最低賃金引き上げ（案）」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

ベトナム政府は、2011年からの外資系企業、地場企業の最低賃金引き上げ案を公表しました。外資系企業については、ハノイ・ホーチミンの都市部（エリア1）では月134万ドンから150万ドンに引き上げられる見込みです。

ベトナム政府労働傷病兵社会問題省は、2011年1月からの外資系企業、地場企業の月額最低賃金引き上げ案を公表した。詳細、下表ご参照。今後、企業代表や行政機関を集め公聴会を実施する。

外資系企業は、エリア1が134万ドンから150万ドン、エリア2が119万ドンから132万ドン、エリア3が104万ドンから115万ドン、エリア4が100万ドンから110万ドンに引き上げられる。エリア1の月額賃金を現在の為替レートで米ドル換算すると78米ドルで、2010年1月時点での換算額73米ドルと比べて、5米ドル程度の上昇に止まる見込みである。なお、エリア1～4のエリア区分に変更があるかどうかは明らかにされていない。

【ベトナム：外資系企業の法定月額最低賃金の推移(2011年は改定案段階)】

エリア	2009.1.1～ 2009.12.31	2010.1.1～		2011～		
		ドン建て	米ドル 換算	ドン建て	米ドル 換算	ドン建て
エリア1 ハノイ、ホーチミンの都市部 ハノイ市(旧ハタイ省ハドン市)	1,200,000	72	1,340,000	73	1,500,000	78
エリア2 ハノイ、ホーチミンの都市部の外側 ハイフォン市の都市部、ハロン市 ビエンホア市、ブンタウ市 ビンズオン省トゥーザウモット・トウアンアン・ ジャン・ベンカット・タウエン ハノイ市(旧ハタイ省トウオンティン・ホアイドウク・ ダンフォン・タックタット・クックアイ・ソントイ) ハイフォン市トウイグエン・アンズオン ダナン市 カントー市ニンキエウ・ビントウイ ドンナイ省ロンカイン・ニョンチャック・ロンタイン・ ビンキュー・チャンボム バリア＝ヴンタウ省タンタイン	1,080,000	65	1,190,000	64	1,320,000	69
エリア3 ハノイの都市部の外側で上記「エリア2」を除く地域 バクニン省バクニン市トゥーソム・クエボ・ ティエンズー・イエンフォン バクザン省バクザン市・ベトイエン・イエンズン フンイエン省フンイエン・ミーハオ・バンラム・ バンザン・イエンミー ハイズン省ハイズン市・カムザン・ナムサック・ チリン・キムタイン・キムモン ビンフック省ビンイエン市・フックイエン ハイフォン市の上記「エリア2」を除く地域 クアンニン省モンカイ市・ウオンビー・カムファー ラムドン省ダラット市・バオロック カインホア省ニャチャン市・カムラン タイニン省チャンバン ビンズオン省、ドンナイ省、カントー市の上記「エ リア2」を除く地域 ロンアン省タイアン・ドックホア・ベンルック・ カンドウオク バリア＝ヴンタウ省バリア・チャウドウク・ ロンティエン・ダットドー・スエンモク	950,000	57	1,040,000	56	1,150,000	60
エリア4 その他地域	920,000	55	1,000,000	54	1,100,000	57

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※試行期間終了後(雇用契約後)の最低賃金は上記の7%増し。エリア区分は2009年1月時点のものを記載。

※ドル換算レートは1ドル当たり2009年16,600ドン、2010年18,458ドン(1月平均値)、2011年19,260ドン(2010年8月平均値)で計算。

※地場企業の2009年1月以降の最低賃金は、エリア1=80万ドン、エリア2=74万ドン、エリア3=69万ドン、エリア4=65万ドン。

※地場企業の2010年1月以降の最低賃金は、エリア1=98万ドン、エリア2=88万ドン、エリア3=81万ドン、エリア4=73万ドン。

※地場企業の2011年以降の最低賃金は、エリア1=127万ドン、エリア2=115万ドン、エリア3=95万ドン、エリア4=83万ドン。

地場企業は、エリア1が98万ドンから127万ドン、エリア2が88万ドンから115万ドン、エリア3が81万ドンから95万ドン、エリア4が73万ドンから83万ドンに引き上げられる。

地場企業の方が、外資系企業より引き上げ幅が大きくなっているのは、ベトナム政府に「2013年までに地場企業と外資系企業の最低賃金を統一したい」という意向があるためである。

《ベトナム関連レポート》

- 「AREA Report 148 ベトナム投資環境レポート ～中部編：パート2～ 2007年12月21日」
「AREA Report 187 ベトナム投資環境レポート ～北部編：パート4～ 2008年12月18日」
「No. 215 ベトナム投資環境レポート ～南部編：パート5～ 2010年2月22日」
「No. 220 ベトナム投資環境レポート ～北部編：VSIPバクニン、VSIPハイフオンの動向～ 2010年3月26日」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。